

○国土交通省告示第三百八十四号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第三十七条の十八第三号の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を次のように定めたので告示する。

平成十七年三月三十一日

国土交通大臣 北側 一雄

地方税法施行令第三十七条の十八第三号に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成七年建設省告示第二千九十号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準又は平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号第5の1の1—1(4)イ及びロに規定する基準とする。

附 則

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。